



くみあいたより

JAなんぽろ



JA なんぽろホームページアドレス <http://www.ja-nanporo.or.jp>



南 幌 町 農 業 協 同 組 合

稲刈り体験で農業を学ぶ

9月25日（水）、織田理事（鶴城）宅学習田ほ場で、南幌小学校5年生が稲刈り体験を行いました。このほ場は、5月に田植えを行った場所であり、児童自らが田植え同様に稲刈りを行いました。

稲刈り前には、前回の復習として、植えた品種や畔にハーブを植えたことによる効果についての確認を行い、児童からは素早い答えが出ました。

その後、講師として招いた空知農業改良普及センター空知南西部支所の山越さんより稲刈り時の注意点等の説明が行われた後、児童たちは元氣よく楽しそうに刈取りを始めました。

刈り取り作業は、手際よく行う児童や苦戦する児童など様々ではありましたが、終始楽しそうに体験を行っていました。

刈り取られた稲は、はさがけ・脱穀・精米を行ったのち小学校に贈呈されます。



秋のお客様感謝祭開催

10月19日（土）、20日（日）ホクレン南幌セルフ給油所にて秋のお客様感謝祭が開催されました。

イベントとして、スタッドレスタイヤ展示即売会やガス器具展示即売会、さらには、ポイントカード会員限定でガソリン・軽油の店頭表示価格から5円引き、店頭ガソリン・軽油20L以上の給油で、たまご10個入り1パックプレゼントを行いました。

両日ともに気温が低いにも関わらず、多くのお客様が足を運び、スタッドレスタイヤを購入するなど冬支度に備えており、お客様感謝祭も大盛況で終えました。





JA YOUTH

青年部だより

発行者
JAなんぼろ青年部
編集責任者 本村 友紀

スポーツで親睦を深める

10月20日（日）、栗沢B&G海洋センターで、空知南部ブロック8JAの青年部が参加し、ミニバレーボール大会が開催されました。

当JAからは、盟友とJA職員合わせて14名が参加し、2チームが出場しました。

各コートで熱戦が繰り広げられる中、南幌Bチームは予選リーグで敗退するものの、南幌Aチームは決勝トーナメントに駒を進めました。初戦敗退となりました。

大会終了後には、岩見沢市内のホテルで懇親会が行われ、単組の枠を超えて親睦を深めました。



南幌産農産物を子供たちへ

10月25日（金）、南幌町役場で当JAが学校給食で使用される南幌産の新米「なんぼろピュアライス・きたくりん」1トンと南幌産小麦「ゆめちから」2トンや南幌産野菜を贈呈しました。また、それに伴い、南幌小学校1年生の教室で給食交流会が行われ、当JAからは林組合長と蔬菜園芸組合の熊澤組合長が招待されました。

当JAでは、南幌町の基幹産業である農業を小・中学生に学校給食を通じて興味や関心を持ってもらうとともに、食生活の大切さについても理解を深めてもらうため毎年学校給食の食材提供を行っています。給食交流会では、林組合長と熊澤蔬菜園芸組合長が子供と一緒に席に座り、給食を食べながら交流を行いました。

多くの児童からは、「すごくおいしい。」という声が上がっていました。

当JAでは、これからも食育活動に力を入れていき南幌町農業についてもっと知ってもらえるようPRしていきたいと思っています。



農協法公布記念日にあたっての組合員・役職員へのメッセージ



北海道農業協同組合中央会
代表理事会長 飛田 稔 章

本年9月30日、本会は平成27年の農協法改正に伴い法律上の位置付けを連合会に移行しましたが、名称は変更されず、事業としても会員の相談、監査、意見の代表、総合調整が規定されているため、今後も引き続き、中央会が果たすべき基本的な機能であるJAグループの結集軸として、持続可能な北海道農業の確立、農業者の営農と経営の安定、それを支えるJAをサポートして参りますので引き続きご支援、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

さて、昭和22年11月19日に農業協同組合法（農協法）が公布され、今年で72年を迎えました。

戦後の食糧不足の混乱期に、農業者の協同組織の発達を通じ、「農業生産力の増進」と「農業者の経済的社会的地位の向上」を図り、国民経済の発展に寄与することを目的として、農協法が制定され、農協が設立されました。

農協は「農業者による農業者のための組織」であり、協同組合原則に掲げる「自主・自立」「民主的運営」の基本に立ち、相互扶助の精神のもと、幾多の困難な状況を乗り越え、組合員の皆様の営農と生活の安定並びにより良い地域社会の実現を目指し、今日に至っております。

総合事業を展開しながら安全・安心な農畜産物の生産と、豊かな生活に役立つ購買品の供給、地域の豊かな暮らしと経済活動のために寄与する信用事業、総合的な暮らしの保障のための共済事業、健康な日常生活を営むための医療・福祉事業のほか、環境問題や子供の貧困問題などへの取組み等、地域社会に貢献するための様々な社会的取組みも行なわれております。

また、昨年の北海道胆振東部地震のように大規模災害が発生した際には、組合員・JA・連合会等の間における農業機械・発電機等の融通や、被災地への人的・物的支援、被災地農産物の選果受入、協同組合間による募金活動など、組織内・外を問わない助け合いの精神による支援活動・行動によって、被災地域の復旧・復興支援に大きな役割を果たしているところです。

このように協同組合は社会と地域の人々の暮らしのために、永年に亘って多くの分野でその役割を発揮してきているのです。

そのような中、「協同組合の思想と実践」がユネスコ無形文化遺産に登録され、更に昨年4月には、我が国の農協、漁協、生協、労働金庫、森林組合等の協同組合が、協同組合間の連携によって力を結集し、地域課題の解決を目的として日本協同組合連携機構（JCA）が発足したところです。

昨年開催した第29回JA北海道大会では、前回大会で設定した将来ビジョンである「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある農村』の実現」を継承し、「農業所得の増大と、多様な担い手の確保・育成」と「次代につなげる協同組合の価値と実践」に向けて、JAグループが一体となって取組むこととしております。

JAに集う組合員、役職員の皆様は、競争ではなく共生の社会を創り出す社会システムの一つとして世界的に評価され、その価値と役割を高め始めている協同組合の仲間であることを誇りとしながら、対話運動の実践を通じて、信頼と絆を土台にした新たな協同組合の価値創造と、食と農でつながるサポーター550万人づくりによって、協同活動の輪を広げて頂きたいと考えております。

このことが新自由主義経済への対立軸としての協同組合の存在意義を高め、永年に亘り先人が築き上げた地域農業並びに地域社会の基盤をさらに発展させ、持続可能な農業と地域社会へと繋がるものと確信しております。

最後になりますが、JAグループ北海道は、協同組合の理念と精神を事業の拠り所とし、今後とも組合員の皆様が夢と希望を持って営農と生活が続けられる環境を整えること、地域農業とJAの発展に全力でサポートすることをお誓い申し上げ、農協法公布記念日にあたってのメッセージと致します。

長船技師による営農情報！



★地理的表示制度について

生産者が農林水産物・食品に価値を発信し、消費者の信頼を得てブランド力をつける取組みは重要ですが、流通の広域化や国際化が進む中で、海外の商品との競争力維持や差別化、ブランド力の維持・向上には、客観的な規格・認証制度や知的財産権の取得等により、自らの商品価値を証明し、守っていく必要があります。平成27年に開始された地理的表示等の活用により農林水産物の信頼性や価値の維持・向上を図り競争力を強化していくことが必要です。

1. 地理的表示保護制度（GI）とは

地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定できる名称の表示です。地理的表示は、国際的に広く認知され、WTO協定に定められている知的財産の一つであり、100カ国を超える国々で特別の制度のもと保護されています。

我が国では、令和元年9月9日時点で都道府県で86品目が登録され、北海道からは「夕張メロン」、「十勝川西長いも」、「今金だんしゃく」が登録されています。

注：農林水産省HP「地理的表示保護制度（GI）～登録産品一覧」

2. 地理的表示の登録・保護の流れ

登録される産品には、品質や社会的評価などの「産品の特性」と、生産地の気候や風土・土壌などの「自然的な特性」伝統的な製法・文化」などの「人的な特性」が結びついてことが求められ、その産品が一定期間（概ね25年）継続して生産されていることが必要です。

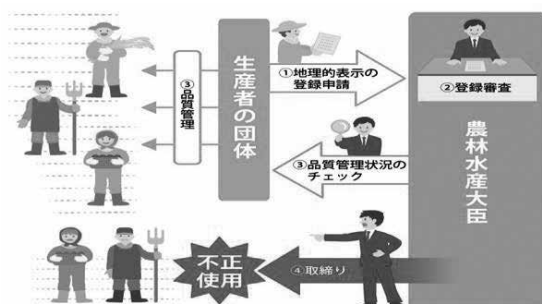


3. GIマークはどんなメリットがあるの？

- (1) 産品の品質について、国のお墨付きが与えられます。品質が保証された地域ブランド産品として価格の維持・向上が期待されます。
- (2) 地域ブランド産品の品質が守られ、GIマークにより他の産品との差別化が図られます。
- (3) ブランドの不正使用に対して、行政が取締を行なうことで、生産者は訴訟などの負担がなく自分たちのブランドを守ることができます。
- (4) GIマークを貼付することにより輸出先国でも日本の真正な地域ブランド産品であることが明示され差別化が図られ、地域農産物の海外展開にも役立ちます。

4. 登録するには

登録申請は、生産・加工業者の団体が、申請書と添付書類を農林水産大臣に提出します。



出典：政府広報オンライン
参考文献：平成30年度
「食料・農業・農村白書」



北海道農業協同組合中央会は平成27年の農協法改正により、令和元年9月30日をもって法律上の位置付けを、農業協同組合連合会に移行しました。改正法では、名称は変更しないことが認められ、事業としては会員の相談、監査、意見の代表、総合調整が規定されており、法律上の位置付けは変わるものの、中央会が果たすべき基本的な機能は変わらないと認識しております。

組織変更に伴い、9月30日に本会役職員に対して飛田会長より訓示を致しました。訓示の内容については、「JA北海道中央会」のYouTubeチャンネルよりご覧いただけます。

今後も引き続き、JAグループの結集軸として、持続可能な北海道農業の確立、農業者の営農と経営の安定、それを支えるJAをサポートする役割をしっかりと果たして参ります。



JA 北海道信連



10月5、6日、アクセスサッポロで開催された、こどものまち「ミニさっぽろ2019」に昨年に続きブース出展しました。「ミニさっぽろ」は、子ども達を対象にした職業体験のイベントであり、JAバンクのブースでは各ブースからの依頼を受けて、給料を用意する仕事を体験してもらいました。

子ども達に仕事の大変さや楽しさ、そして金融の大切さを伝える機会を提供することができました。



JA 共済連北海道



JA 共済連北海道は、平成20年より地域貢献活動の一環として、交通安全啓発運動を北海道警察本部と連携し「旗の波運動」として取組んでいます。街頭で小旗等を振り、ドライバーに交通安全を呼びかけ、交通事故の撲滅、および交通安全意識の向上を目的に実施しております。

今年度も札幌地区では9月27日に約50名で共済ビル前の街頭で実施しドライバー・歩行者へ交通安全を呼びかけました。



ホクレン



GAP（農業生産工程管理）の推進に向け、ホクレンは、農場評価の演習を盛り込んだ実践研修会を8月26～27日に札幌市内の学校法人・八紘学園北海道農業専門学校を会場に開催しました。参加者は道央圏のJA担当者・連合会職員など約10名で、日本生産者GAP協会の田上隆多事務局長を講師とし、農場評価制度の基本学習や会場となった同校農場にて実際の調査を演習しました。参加者の各組織での今後のGAP推進に期待しています。



JA 北海道厚生連



組合員ならびに地域住民の皆様の生命と健康を守るため、本会事業の積極的な啓蒙推進を図ることを目的として、広報誌「すまいる」を発行しております。

紙面をリニューアルし、より読みやすくさらに健康に役立つ医療・健康情報を発信しております。10月発行分にはプレゼント付きアンケートもございますので是非応募にもチャレンジしてみてください。



JAグループ北海道の連合会・中央会の活動内容を紹介します。各団体の詳しい取り組み内容はWEBサイトをご覧ください。

がんばれ!日本の農業



耕そう、大地と地域の未来。JAグループ <https://org.ja-group.jp/>

JA教育ローン

キャンペーン期間：2020年4月30日まで



キャンペーン金利

年1.40%~年2.00%

保証料込(変動金利型)

JA教育ローンの店頭基準金利

変動金利型 年2.90% (令和元年8月23日現在)

①~④から2項目該当で適用!

- ①出資加入 ②JA カードローン契約
③給与・年金振込 ④JA 一体型カード

※該当しない場合(保証料込)
年2.00%~2.80%



新入学生はさらにお得!

金利 年 1.20%~1.80%

【申し込み概要】

<ご利用いただける方>

- お借入時の年齢が20歳以上で、完済時の年齢が80歳未満の方。
- 安定継続した収入のある方。
- JAが指定する保証機関の保証を受けられる方。
- その他JAの定める条件を満たしている方。

<お使い道>

- 入学金・授業料の他に施設費など、学校へ納入する資金および就学のためのアパート等入居費用、他者ローン借換等にご利用いただけます。

<ご融資金額>

- 10万円以上1,000万円以内(所要金額の範囲内)1万円単位

<ご融資期間>

- 6ヵ月以上16年6ヵ月以内(但し、在学期間+10年6ヶ月)

<ご返済方法>

- 元利均等返済(月払方式またはボーナス月増額返済併用方式)

<担保・保証>

- 保証：当JAが指定する保証機関の保証をご利用いただきます。

※担保で保全が図れ、保証機関を利用しない方は1.00%~1.80%の金利となります。

<ご用意いただく書類>

- 1 本人確認書類(運転免許証または健康保険証)
- 2 所得証明書(給与所得の方は、源泉徴収票または住民税決定通知書で可)
- 3 合格通知書・学生証(写し)などの在学確認書類
- 4 納付通知書など所要金額が分かる書類等
- 5 ご印鑑
- 6 その他JAが必要とする書類

※店頭にて返済額の試算を承っております。お気軽にご相談下さい。

※在学期間+6ヶ月の範囲で元金の支払を据置くことができます。

※審査の結果、ローン利用のご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。



キャンペーン 実施中!!

※変動金利の表示金利はお借入当初に適用されるものです。適用金利は年2回見直しさせていただきます。

※金利は情勢の変化により見直しさせていただきますことがあります。

JAバンクなんぼる

TEL: 011-378-1891(直通)

TEL: 011-378-2221(代表)

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ(ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要となる場合がございます)。

理事会報告

10月21日

10月定例理事会で審議された主な内容について、次のとおり報告申し上げます。

【監査講評】

1、第2四半期末 自治監査

【議案】

- 1、固定資産の除却について
- 2、出資金の減口について
- 3、令和元年度 8月期ディスクロージャー（半期開示）の作成について

【報告事項】

- 1、第6回 営農振興組合長会議の開催について
- 2、農産物の生育状況について
- 3、令和元年度 営農賦課金の確認および徴収について
- 4、平成30年肥 肥料利用割戻し奨励金の精算について
- 5、令和元年度 南幌町穀類乾燥調製貯蔵施設の小麦本精算について
- 6、令和元年度 南幌町穀類乾燥調製貯蔵施設の水稻操業状況について
- 7、9月末 農産物の保管状況について
- 8、9月末 蔬菜販売状況について
- 9、9月期 JAローンの貸付について
- 10、非常用給水タンク（10L）の配付について
- 11、内部監査の実施報告について
- 12、役員海外農業視察研修の実施について
- 13、職員海外農業視察研修の実施について
- 14、金利設定会議の開催報告について
- 15、9月末 財務状況について

営業時間の変更について

営業時間が下記のとおり変更となりますので、ご案内いたします。
期間：11月1日～3月31日

	営 業 時 間	
	平日	土曜・日曜
本部事務所	9:00～17:00	休業
グリーンセンター	9:00～17:00	休業
野菜関連施設	9:00～17:00	9:00～17:00 (11月は野菜受入のため土日営業) (12月より野菜受入のため日曜日営業)
推進本部	8:30～17:00	休業
JAバンク(窓口)	9:00～15:00	休業
A T M	9:00～18:00	9:00～17:00 (土曜日のみ営業)
本部給油所	7:30～20:00	
エーコープなんぼろ店	9:30～20:00	

～表紙の紹介～

◎今月号の表紙は、
崎圭介さん（有エ
イム）に表紙を飾っ
ていただきました。



編集後記

10月で多くの作物の収穫作業を終えた方が多いのではないのでしょうか。まだまだ秋作業が残っている方もいらっしゃると思いますが、農作業中の事故には十分に注意を払うようにしましょう。

くみあいだより担当の平井は、青年部の空知南部ブロックスポーツ大会に参加しました。



私達のJA

令和元年9月末日現在

組合員	2,770名
(前年同期比)	▲35名
正組合員	454名
(前年同期比)	▲14名
准組合員	2,316名
(前年同期比)	▲21名
正組合員戸数	291戸
(前年同期比)	▲8戸